

平成 29 年度「長野市やまざとビジネス支援補助金」募集要領

I 補助金の概要

1 補助金の目的

中山間地域の資源を活用し、実施するビジネス（事業）に要する経費の一部を補助することで、地域における雇用の創出や地域内への経済波及効果、地域の課題解決など地域の活性化に資することを目的に実施するものです。

※中山間地域とは・・・

浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条地区

2 補助金の交付対象者

自らが事業主体となって、継続的に責任を持ってビジネス（事業）を実施できる個人または団体とします。

ただし、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者は除きます。

3 補助金の対象となる事業

中山間地域の地域資源（人・物・自然等）を活用し、5年以上継続して展開することを計画している事業で、活動拠点が中山間地域内にある事業、または、本事業開始後新たに活動拠点を持つことを予定している事業で、次の要件に該当するものとします。

- (1) 国、または地方公共団体等の補助金等を受けていない事業であること
- (2) 原則として、新たに実施する事業、または既に実施している事業を拡大する事業であること
- (3) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと
- (4) 宗教的又は政治的活動に関する事業でないこと
- (5) 提案事業や内容が、法律、条例、規則、公序良俗に反していないこと

※ 活動拠点とは・・・

事業の実施場所（事業所、工場、店舗、事務所等）、生産拠点（農畜産物、加工品、原材料等）、販売先、サービス提供地域等をいいます。

4 補助対象経費及び補助金額等

建物・用地の購入費、調査研究及び計画作成費、申込者及び対象事業に携わらない者の人件費、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費から除きます。

○補助率：事業費の10分の8以内

○補助金額：総額で1,000万円以内

※ 最長3年間の分割で補助金の交付を受けることも可能です。

II 応募の手続き

1 応募書類

- (1) 長野市やまごとビジネス支援補助金応募申込書
- (2) I. 中山間地域の活性化につながる効果
- (3) II. 補助対象設備・補助対象経費の内訳
- (4) III. 事業計画
- (5) IV. 数値計画（数値計画策定方針、損益計画、資金計画）
- (6) 添付書類

提出書類	提出区分	
	法人等	個人等
法人市民税又は市民税の完納を証する書類 ※長野市では「現に未納の市税がないことの証明」です	◎	◎
事業や法人を紹介するパンフレット等	◎	△
創業計画書又は事業開始届	—	◎
定款又は会則	◎	—
役員名簿及び会員名簿	◎	△
法人等の予算書・決算書・事業計画書・議事録	◎	△
その他市長が必要と認める書類	△	△

(◎: 必須書類 △: 場合によって提出していただきます —: 提出の必要はありません)
※提出書類は返却しません。

2 受付期間

平成28年12月1日(木)～平成29年1月31日(火)

※提出された応募書類に不備がある場合は、再提出していただくことがありますので、余裕をもって提出してください。

※平成29年2月1日(水)以降は、応募書類の提出(差し替え、追加提出等を含みます)は一切受け付けませんので、ご注意ください。

※書類はパソコンで作成してください。

3 提出・問合せ先

長野市 市民生活部 地域活動支援課（長野市役所 第一庁舎4階）

電話 224-5033 FAX 224-8596

Eメール chiiki@city.nagano.lg.jp

※事業内容や申込書記載事項のチェックを行いますので、郵送等の応募はできません。
必ず事業内容等の分かる方が持参してください。なお、お越しになる際は、お手数ですが予めご予約をお願いします。

Ⅲ 審査

1 一次審査

庁内の審査委員が書類による審査を行い、二次審査へ進む事業を選考します。審査では、事業実施により見込まれる効果を中心に審査を行います。

(1) 開催時期 平成 29 年 2 月中旬 (予定)

(2) 審査基準

ア 事業実施により見込まれる効果：

- ・ 地域における雇用の創出、地域内への経済波及効果、地域の課題解決など地域の活性化が期待できる事業であること。
- ・ 事業実施対象地区の地域性や特性を反映している事業であること。

(3) 審査方法

- ・ 評価はA判定 (優れている)、B判定 (推薦できる)、C判定 (推薦できない) とします。
- ・ 審査会では総合的な判定を行い、申請ごとに判定とコメント (判定理由) を付して二次審査会へ提出します。なお、C判定のものは二次審査へは進めないものとします。

(4) 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、郵送により通知します。

2 二次審査

長野市やまざとビジネス支援補助金審査会 (有識者) による審査を行います。

審査は、予備審査 (書類審査) 及び予備審査を通過した申請者によるプレゼンテーション (面接審査) となっています。

なお、プレゼンテーションは非公開で行います (予備審査を通過した申請者には別途通知します)。

(1) プレゼンテーションの開催時期

時 期：平成 29 年 3 月下旬 (予定)

(2) 実施方法

- ・ 発表の時間は 1 団体 15 分以内とし、その後 15 分間の予定で質疑応答を行います。

(3) 審査基準

- ア 実現可能性：事業計画や費用が実現可能で妥当な事業であること
- イ 発展性：波及効果や確実な事業展開が期待できる事業であること
- ウ 継続性：本補助金終了後も継続して展開できる事業であること
- エ 独創性：新しい工夫やアイデアによる事業であること

(4) 審査方法

- ・ 審査委員は、審査基準に対し 4 段階で評価を行います。

- ・ 獲得得点の高いものから、推薦順位を決定します。
- ・ 同点の場合は、審査委員の多数決で決定します。

(5) 説明会の実施（地域活動支援課主催）

- ・ 事業を展開する地域住民への説明会を開催し、活動内容の周知を図ります。
- ・ 説明会を受けて、住民自治協議会から「意見書」を市長に提出してもらいます。

(6) 交付事業の決定

- ・ 市長は、委員会の審査の結果を尊重し、併せて住民自治協議会からの意見書を参考に予算の範囲内で採択する事業を決定します。
- ・ 審査結果（採択または不採択）については、郵送により通知します。

(7) 注意事項

次の場合は採択後でも取り消すことがあります。

- ・ 申請書類の記載内容に虚偽があった場合
- ・ プレゼンテーションの説明内容と著しく状況が異なる場合
- ・ 補助金交付要綱、交付要領等に定める事項に抵触した場合
- ・ 採択後、3カ月以内に補助金の交付申請が提出されない場合

IV 補助金の交付に関する手続き

1 補助金の交付申請

採択された事業者が長野市やまざとビジネス支援補助金の交付を受けるためには、補助金交付申請書の提出が必要になります。

複数年度にわたって補助金の交付を受ける場合は、平成 29 年度の交付額で申請書を作成することになります。

なお、複数年度にわたって補助金の交付を希望する場合は、平成 30 年度以降は、毎年度、提出いただく長野市やまざとビジネス事業計画書に基づき、申請者、長野市やまざとビジネス支援補助金審査委員、市の三者で交付額を決定します。

提出書類：長野市やまざとビジネス支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
長野市やまざとビジネス支援補助金事業予算書（様式第 2 号）
その他、添付書類（採択事業に対する住民自治協議会の意見書等）

2 補助金の支払い

補助金の支払い方法については、「精算払い」と「概算払い」があります。

(1) 精算払い

事業終了後に実績を確認し、最終的な補助金額を確定し、支払います。

提出書類：長野市やまざとビジネス支援補助金事業実績報告書（様式第 6 号）
長野市やまざとビジネス支援補助金交付請求書（様式第 7 号）
その他、添付書類

(2) 概算払い

交付決定後、補助金額の 80% を上限に支払います。

なお、残りの 20% については事業終了後に実施結果を確認し、最終的な補助金額を確定した後に支払います。その際の提出書類は精算払いと同様とします。

提出書類：長野市やまざとビジネス支援補助金概算払請求書（様式第 8 号）

3 交付決定後の留意事項

- (1) 交付決定を受けた事業については、事業者名、事業の概要等を市のホームページ等で公表します。
- (2) 交付決定を受けた事業は、同一年度に国や県など他の補助金を受けることはできません。
- (3) 交付決定後、交付対象経費が 20% 以上増減する場合、事業の実施箇所等事業の主要な内容に変更が生じた場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に市長の承認を得る必要があります。
- (4) 補助事業期間の各年度半ばで事業の進捗状況について、長野市やまざとビジネス支援補助金事業実施状況報告書（様式第 5 号）の提出が必要です。なお、その際ヒアリングを行います。

V 居住用の家賃補助について

補助事業として採択され、事業のため、中山間地域に住民票を異動し、実際に居住する場合、家賃の一部について補助します。

1 補助対象経費及び補助金額等

○補助金額：家賃の2分の1以内、月額25,000円以内

○交付期間：事業補助金交付期間内

※ 居住用の家賃補助については、事業費の補助交付期間に限ります。

※ 補助の対象となるのは、事業申込者の居住用の住居のみで、雇用者（従業員）等の家賃については対象となりません。

※ 居住用の住居と事務所や店舗等が同一の建物内にある場合は、居住部分と事業部分で按分のうえ補助額を決定します。

なお、事務所や店舗分の賃借料については、事業実施に要する経費の対象とすることができます。

VI 補助事業後の遵守事項

1 事業終了後の状況報告等について

補助事業終了後5年間、毎会計年度の終了後15日以内に、補助事業にかかる過去1年間の活動状況について、事業総括書を提出することとします。

なお、要望により、経営指導を受けることができます。

2 補助金の返還について

補助事業終了後5年以内に、事業を廃止（終了）した場合は補助金の返還をしていただきます。ただし、やむを得ない理由がある場合は除きます。

3 財産の管理及び処分

補助事業によって取得した機械等の財産又は効用が増加した財産（不動産、機械、設備等）については、補助事業の終了後も責任を持って管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図るものとします。

4 帳簿等の整備

補助事業に関する帳簿及び書類を保管しておく必要があります。なお、関係書類の保存は補助年度終了後5年間とします。

5 地域や住民自治協議会との連携について

事業の実施にあたっては、地域や住民自治協議会との連携や協力が必要となります。



長野市 市民生活部 地域活動支援課

電話 026-224-5033

FAX 026-224-8596

電子メール chiiki@city.nagano.lg.jp